

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (09/9月号) (第55号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
 下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

10月より最低賃金が改定されます

最低賃金は、その県内のアルバイト、パートタイマーを含むすべての労働者に適用されます。

	本年10月3日まで	➔	本年10月4日以降	引き上げ額
山口県	668円		669円	1円

厚生年金保険料が改定されます

- 実施時期：平成21年9月～
- 改定後の保険料

厚生年金保険料	会社負担	本人負担
15.704%	7.852%	7.852%

10月から出産育児一時金が見直されます

現在、被保険者やその被扶養者が出産したときに支給される出産育児一時金は38万円ですが、平成21年10月から、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合に限り42万円に引き上げられます。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は39万円となります。

【受給額の変更】

9月末まで	10月以降	
38万円	42万円	産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合
	39万円	上記機関以外で出産した場合

※産科医療補償制度とは、出産に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償と脳性麻痺の原因分析・再発防止を目的とする制度で、分娩機関は取扱分娩数に応じた掛金を支払い、補償対象となる脳性麻痺が生じた場合には、保険会社から分娩機関に保険金が支払われる制度です。

【受取方法の変更】

また、平成21年9月までは、原則として被保険者が出産後に協会けんぽに出産育児一時金を申請していましたが、平成21年10月からは出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組みに変わります。このため、まとまった出産にかかる費用を事前に用意する必要がなくなります。

9月末まで	10月以降
原則、病院に出生費用を支払ってから一時金を請求する。	<ul style="list-style-type: none"> *一時金を病院が受け取り、その金額以内なら窓口払いは必要なし。 *一時金が出産費用を下回った場合、差額は請求により本人に戻ります。 *出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額を超える場合には、その超えた額を医療機関等に支払うことになります。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____